

山梨中央ロータリークラブ

Rotary International District 2620
Yamanashi Chuo Rotary Club
2014-2015

会長 原田 哲 副会長 樋貝 浩久
幹事 田中 雅貴 副幹事 田中 雅承
会計 田中 雅承 会報 竹野 満

事務所

〒409-3812 山梨県中央市乙黒 158-2
(山梨ビジネスパーク (株) カルク内)

TEL 055-273-5344 URL <http://yamachuo-rc.net/>
FAX 055-273-8010 E-mail rotary@yamachuo-rc.net



ロータリーに
輝きを

2014~2015 RI 会長
ゲイリー C.K.ホアン

第 2620 地区 ガバナー
岡本 一八

【例会日】
毎週金曜日 12:30~13:30

【例会場】
(株) カルク (055-273-5344)

Weekly Report

2015 年 1 月 23 日 第 1660 回例会

本日のプログラム

米山奨学生卓話 高 坤 氏

会長挨拶

「外形課税について」

会長 原田 哲

「外形課税」とは、「外形標準課税」又は「付加価値課税」と言われるもので、わが国で現在採用されている代表的な税目では「消費税」と法人事業税の「付加価値割」があります。

法人事業税は、①付加価値割額 ②資本割額 ③所得割額 ④収入割額 の四つで構成されています。収入割額は電力供給業、ガス供給業及び保険業に限り適用されますし、付加価値割額は資本金 1 億円超の法人に限定して適用されています。従って、資本金 1 億円未満の通常の法人は、法人事業税として資本割額と所得割額を負担しています。つまり、資本金 1 億円超の縛りが外れると新たに付加価値割額を負担する（増税となる）ということです。

付加価値割額は、平成 15 年度の税制改正において、税負担の公平性と税収の安定化等の観点から導入されました。付加価値割額と税負担の公平性がどう結び付くのかと言いますと、法人がその事業活動を行うに当たって、都道府

県の各種の行政サービスの提供を受けているのに、所得がないと比較的少額の資本金割額しか負担しないのは不公平であるという考えからです。

付加価値割額の内容（「課税客体」という）は、各事業年度の通常の決算に基づく損益額に、報酬給与額、純支払利子額（支払利子額から受取利子額を控除した額）及び純支払賃借料（支払賃借料から受取賃借料を控除した額）を加えた額（「収益配分額」という）で構成されます。

この法人事業税の付加価値割額の適用要件であった資本金 1 億円超の基準を引き下げようとする動きがありました。つまり法人事業税の増税をしようという動きでした。消費税の場合と同じように、「昨今の経済状況は中小企業に係る事業税の増税を受け入れられる状況にない」との判断があったものと思われませんが、平成 27 年度の税制改正では一応見送られました。この議論がいつ再燃するかわからないというのが問題なのだと思います。今後の動きを見守っていく必要があると思います。

幹事報告

幹事 田中 雅貴

1. 前回、例会後に行われました「理事会」の報告を致します。
例会場の都合により、1 月 30 日（金）の例会は「休会」に成ります。

「ふるさとを描く子ども絵画展巡回」は2月3日(火)午後3時30分に「山梨中央銀行本店ロビー」にて展示作業に成りました。

以上、「理事会」に於いて2件決まりましたので、報告致します。

- 田中雅承ロータリー財団委員会より、原田年度の「絵画展補助金収支報告書」を第2620地区ロータリー財団委員会に提出しました、とのこと。
- 過日、例会に於いてお知らせ致しました、「新春山梨レディースフォーラム」が1月17日(土)午後1時30分より「ホテル談露館」に於いて行われます。当クラブでは、林委員長と田中副幹事の出席が決まりましたのでお知らせ致します。
- 例会変更のお知らせ

☆甲府東ロータリークラブ☆

1月30日(金)は「特別休会」です。お間違えのない様お願い致します。

前回の例会記録

第1659回 出席報告

会員数	免除	出席者	欠席者	出席率	メイクアップ	前回の修正出席率
11名	0名	7名	4名	63%	3名	100%

届出欠席者 原田 哲君 田中 雅貴君
小池 章治君 石原 満彦君

届出失念者 なし

出席免除者 なし

メイクアップ 小池 章治君 田中 雅貴君
石原 満彦君

ビジター なし

備考 なし

ニコニコBOX

●雪です。 竹野 満

☆第2回ガバナー補佐訪問(終)☆

ガバナー補佐 赤岡利行様

寄付と同時に大切なことは、寄付の活用であります。当地区には年次寄付と恒久基金からの収益の50%が地区財団活動のための資金として配分されます。さらに地区財団活動のため

の資金は地区補助金に50%、グローバル補助金に50%配分されます。

地区補助金は地区やクラブが計画をしたプロジェクトを支援するものであり、地域社会や海外でも利用できます。補助金は総事業費の半額までで、3年前の年次寄付の総額と、前年度の恒久基金の運用収益の合計の1/4が充てられます。大変使い勝手の良い寄付金ですので色々の事業をする時には検討してみたら如何でしょうか。

そしてグローバル補助金は海外の地区やクラブと連携をして、別に定める特定分野のプロジェクトに限って支援するもので、比較的大規模なプロジェクト(総額300万以上)が対象となります。対象となるプロジェクトのニーズは日本国内ではあまりなく、主に途上国への援助が中心となっています。

ぜひ地区補助金を活用して、地域への奉仕事業を、そして海外での大規模な奉仕事業には、グローバル補助金の活用をおすすめいたします。

◎2014-2015年度RI会長賞に関する重要な変更について

「ベストクラス」のクラブ会長チャレンジの項目について、サンパウロ国際大会に登録することでポイントを得られる対象会員は、クラブ会長またはクラブ会長エレクトとなります。

「その他の項目」において、新しいローターアクトクラブまたはインターアクトクラブを提唱すること、あるいは、既存の提唱クラブを支援することによって、ポイントを得ることが出来ます。同様に、新しいロータリー地域社会共同隊(RCC)を提唱することに加え、既存の提唱RCCを支援することもポイントの対象となります。

「ロータリーファミリーに輝きを」のカテゴリーで資格を満たすための最低ポイントは、当初の40ポイントから30ポイントに変更されました。

次回のプログラム 2月6日(金)

会員卓話 田中 雅承 会員